

みやぎCLT建築普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内の豊富な森林資源の有効活用と林業の成長産業化を目的に、CLT（直交集成板）等の新たな県産材の利用を促進するため、あらゆる場面での需要創出や製品及び建築工法の低コスト化に関する提案とその実証のために要する経費について、当該事業実施主体に対し、予算の範囲内においてみやぎCLT建築普及促進事業（以下「普及促進事業」という。）補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 本補助金の交付対象となる事業種目、助成する経費、事業実施主体及び補助率等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

- 第3 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 2 前項の交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 規則第3条第2項の規定により補助金の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 実施設計書（事前に提出し、承認されている場合を除く。）
 - (2) 宮城県の県税納税証明書（発行後3ヶ月以内で、県税に未納がないことを証明するもの）
 - (3) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）

(4) その他知事が必要と認める書類

4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 交付対象事業の内容の変更又は交付対象事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、補助目的に変更をもたらすものではない軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること。

(3) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 交付決定後に新たに国庫補助金の対象となることが明らかになった際には、交付額変更を行う場合がある。

(5) (1)によるもののほか、別記様式第3号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。

(事業着手報告)

第5 事業実施主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、別記様式第5号による事業着手報告書を知事あてに提出するものとする。

(事業完了報告)

第6 補助金の交付を受けた者は、交付対象事業の完了後、当該事業の完了年度内に第7の規定による事業実績報告を提出できないときは、速やかに別記様式第6号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、別記様式第7号によるものとし、添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 収支精算書
- (2) 出来高設計書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 第3第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第8号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした事業実施主体は、第8第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第10 取得財産等のうち、規則第21条第1号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の不動産及びその従物、その他の財産とする。

2 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、別記様式第10号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の申請等に基づき、必要な手続を執った上で、その可否を申請者あて通知するものとする。

4 補助事業者は、前項までの規定により行った財産処分が完了した場合は、別記様式第11号により、すみやかに知事に報告するものとする。

5 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、

当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときには、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、令和元年9月12日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 3 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 4 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

別表

○みやぎCLT建築普及促進事業

事業種目及び事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率	変更要件
1 木造CLT建築トータルコスト低減実証事業 木造施設建設の様々な場面でコスト低減に向けた提案を公募し、その実証に係る経費の一部を助成する。	市町村，民間事業体等	建設に使用する全木材使用量のうち1/2以上に県産CLT等を使用した「木造建築物」のCLTの購入に係る経費及び関連する木工事費	CLT購入費及び関連する木工事費の1/2以内（上限20,000千円）	補助金額の増額または30%以上の減額
2 非木造CLT需要創出事業 RC，S造の非住宅中高層建築の壁・床等に県産CLTを活用し，需要開拓に取り組むための経費の一部を助成する。	民間事業体等	RC，S造の構造部材等をCLTに置き換える建物のCLTの購入に係る経費及び関連する木工事費	CLT購入費及び関連する木工事費の1/2以内（上限10,000千円）	
3 CLT住宅普及促進事業 住宅に対するCLT活用の提案を募集し，「みやぎCLT住宅」のモデルプランの作成に取り組むための経費の一部を助成する。	民間事業体等	県産CLT等木製品を活用した住宅プラン（木造，RC造，S造等）の作成及びCLT構造部材（構造材と併せて使用する場合は造作材，内装材等を含む。）の購入に係る経費	定額：上限150万円 住宅プラン設計（構造の再計算含む。）に係る経費＋CLT購入費	
4 CLT活用技術創出事業 県産CLTの新たな活用技術（工法）の開発，定規格（ユニット）化した製品開発，試作等に取り組むための経費の一部を助成する。	民間事業体等	県産CLTの新たな活用技術（工法）開発，定規格（ユニット）化を行うための規格・設計，試験研究（モデル施工），知的財産取得に係る経費	定額：企画・設計，試験研究費等（一式） （上限20,000千円）	

別記様式第 1 号

年度 みやぎ C L T 建築普及促進事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名 ㊟

年度において下記により事業を実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、みやぎ C L T 建築普及促進事業補助金 金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業種目
- 2 事業の内容及び経費の配分 別紙 1 のとおり
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 収支予算 別紙 2 のとおり
- 5 添付書類

(注) 実施設計書を添付すること。ただし、事前に提出し、承認をされている場合は不要とする。

別記様式第 2 号

暴力団排除に関する誓約書

申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
- 3 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
- 4 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用するなどする者
- 5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 6 次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
 - (1) 暴力的な要求
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 契約の履行又は使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動又は暴力
 - (4) 偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害
 - (5) (1) から (4) までに掲げる行為に準ずる行為

宮城県知事 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は社名及び代表者名

印

備考 この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

別記様式第3号

年度 みやぎCLT建築普及促進事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名 ⑩

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎCLT建築普及促進事業について、事業の内容（経費の配分）を下記の理由により変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

変更の理由及び内容

(注)「関係書類」は、別記様式第1号による別紙及び添付書類を準用し、変更前と変更後
を対照比較できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載
すること。

別記様式第4号

年度 みやぎCLT建築普及促進事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

㊞

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎCLT建築普及促進事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業種目及び事業内容
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間
- 4 今後の見通しと対策

別記様式第5号

年度 みやぎCLT建築普及促進事業着手報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名 ⑩

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎCLT建築普及促進事業について、下記のとおり着手したので報告します。

記

区 分	事 項
事 業 種 目	
事 業 実 施 地	
総 事 業 費	円
補 助 金	円
期 間	着 手 年 月 日
	完 了 予 定 年 月 日

(注) 着手が確認できる書類を、必要に応じて添付すること。

別記様式第6号

年度 みやぎCLT建築普及促進事業完了報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
団体名
代表者氏名 ㊟

年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎCLT建築普及促進事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業内容

(1) 事業種目: _____

(2) 補助金び精算事業費 (単位:円)

項目	精算事業費	補助金額	備考
補助対象経費			
それ以外		—	
消費税		—	
合計			

(3) 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 実績報告書が年度内に提出できない理由

3 添付書類

(注) 添付書類には、事業主体における完成検査書写し、写真等の完了が確認できる書類を、必要に応じて添付すること。

別記様式第7号

年度 みやぎCLT建築普及促進事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

⑩

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎCLT建築普及促進事業を別紙のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

(なお、併せて精算額金 円の交付を請求します。)

記

- 1 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 収支精算 別紙3のとおり
- 4 振込先（全額を概算払いで受領済みの場合は不要）
口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇〇（ヨミガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇〇）
- 5 添付書類

(注) 添付書類には、完成検査復命・完成写真等、完了が確認できる書類を、必要に応じて添付すること。

なお、事業完了報告書を提出し、添付している場合は不要とする。

別記様式第 8 号

年度 みやぎ C L T 建築普及促進事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名 ⑩

年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎ C L T 建築普及促進事業補助金について、補助金等交付規則第 1 5 条の規定により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 建物名 : _____

2 概算払請求を必要とする理由

3 工事の進捗状況

4 概算払請求の内容

事業種目	補助金 交付決定額	既受領額	請求月末の 予定出来高	今回請求額	残 額
	円	円	%	円	円
計					

4 振込先

口座 : ○○銀行○○支店 普通・当座 口座番号○○○○○○○○○
口座名義人 : ○○○○○ (ヨミガナ : ○○○○○○○○○)

別記様式第 9 号

年度 みやぎ C L T 建築普及促進事業補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

印

年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎ C L T 建築普及促進事業補助金による事業について、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金等交付規則第 1 3 条の補助金の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した当該補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した
当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

別記様式第10号

年度 みやぎCLT建築普及促進事業補助金
取得財産等の処分承認申請書

第 年 月 日
号

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名 ㊟

みやぎCLT建築普及促進事業補助金により取得した財産について、補助金等交付規則（昭和51年3月31日宮城県規則第36号）第21条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので承認申請します。

記

- 1 処分の理由及び今後の利用方法
 - (1) 処分を行う理由
 - (2) 今後の利用方法
- 2 処分の対象財産
 - (1) 事業実施主体
 - (2) 財産の名称、所在
 - (3) 事業費及び補助金額
 - (4) 耐用年数（処分制限期間）及び経過年数
 - (5) 現況図面又は写真
- 3 処分予定年月日
- 4 その他資料

別記様式第 1 1 号

年度 みやぎ C L T 建築普及促進事業補助金
取得財産等の処分報告書

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名

㊞

みやぎ C L T 建築普及促進事業補助金により取得した財産について、 年 月 日付け
林振第 号で承認（受理）された財産処分等については、下記のとおり完了しました。

記

1 処分の対象財産

- (1) 事業実施主体
- (2) 財産の名称、所在
- (3) 事業費及び補助金額
- (4) 耐用年数（処分制限期間）及び経過年数

2 処分の内容

- (1) 処分の方法（処理区分）
- (2) 処分完了年月日

3 添付資料

- (1) 処分内容が説明できる資料（契約書・譲渡書等）
- (2) 写真 2～3 枚程度（処分状況がわかるもの）。

別紙2

収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	備 考
補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	積算の基礎	備 考
補 助 金		(別添のとおり)	
そ の 他		(別添のとおり)	
計			

(注) 積算基礎の欄には、予算額の算出根拠等(計算式等)を記載する。

別紙3

収支精算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
補 助 金				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
総 事 業 費				
消 費 税				
計				

(3) 補助金精算

区分	補助金交付決定額 (円)	精算事業費総額(円)	補助率 (%)	精算交付金額(円)	既受領交付金額(円)	差引交付金未受領額 (円)	備 考
補助対象経費							
それ以外	—		—	—	—	—	
消費税	—		—	—	—	—	
計							